

災害時における新潟競馬場の 施設利用に関する協力協定書

新 潟 市
日本中央競馬会 新潟競馬場

災害時における新潟競馬場の施設利用に関する協力協定書

新潟市（以下「甲」という。）と日本中央競馬会新潟競馬場（以下「乙」という。）は、災害時における新潟競馬場の施設利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新潟市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が災害対応の目的のもと、乙の協力により新潟競馬場を利用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対応を実施するにあたり、乙に対して新潟競馬場内の次の施設を使用することについて協力を要請することができる。なお範囲については、別紙図面にて定める。

- （1） 宿泊施設（調整ルーム、厩舎地区）
- （2） 駐車場
- （3） スタンド観客席及び客溜まり区域

2 乙は、甲からの要請に対して、新潟競馬場営業日（開催日・場外発売日）など場内が使用されている場合、使用する施設において人馬ともに退去が完了していることを応じる前提とする。

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請手続きは、文書を持って行う。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請について、速やかに施設等使用の可否を回答するものとする。

（使用期間）

第4条 第2条第1項に定める施設の使用期間は甲からの要請後、乙が指定するものとする。ただし、災害の状況等により、甲が使用期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（退去）

第5条 甲は、第4条に基づく使用期間満了時までには退去するものとし、使用施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条による施設の利用にかかる費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の過失または甲の過失であると合理性が認められる範囲により、利用施設または付属設備等を滅失し、または毀損したときは、乙の指示するところにより、その損害を賠償し、または現状に回復しなければならない。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平常時から相互の連絡体制について、別途書面により情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、平成29年2月23日から平成30年2月22日とする。ただし、この協定の有効期間終了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからも解除の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため本書を作成し、各自記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成29年2月23日

甲 新潟市

新潟市長

乙 日本中央競馬会

新潟競馬場長

第2条に定める要請可能範囲

